

各務原市人材育成・確保基本方針

1. 方針の改定背景と位置づけ

(1) 改定背景

本市では、平成13年に、「各務原市人材育成基本方針」を策定し、平成22年、平成29年の改定を経て、研修、人事異動、採用、人事評価等の人事施策を活用しながら計画的かつ総合的な人材育成に取り組んできました。

その間、少子高齢化の進行、人口減少をはじめ、大規模災害や感染症の発生、公共インフラの老朽化、デジタル社会の進展など社会を取り巻く環境が著しく変化し、個人のライフプランや働き方などの価値観も大きく変わってきました。

これら複雑・多様化する社会状況等に対応するための新たな行政課題に前向きかつ柔軟に対応できる人材の育成・確保と、職員一人ひとりがその意欲と能力を最大限発揮できるような職場環境づくりの重要性はますます高まっています。

こうした中、本市では、新しい時代の変化に迅速かつ的確に対応し、行政課題の解決を図りながら、市民サービスのさらなる向上につながる組織となるよう、この度、人材の育成・確保、職場環境整備の在り方について改めて考え方を示すこととし、名称を「各務原市人材育成・確保基本方針」としました。

(2) 位置づけ

本市では、各務原市総合計画（令和7年度～令和16年度）において、「もっとみんながつながる笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像として掲げます。

本方針は、本市が目指す将来都市像を実現するための担い手となる職員の人材育成・確保、職場環境整備を進めるにあたっての基本方針となるものです。

また、デジタル人材の育成を重点的に示した「デジタル人材育成方針」とも相互に連携し、計画的・総合的な人材育成・確保を推進します。

なお、市民ニーズや社会情勢の変化に対応できるよう、本方針は適宜見直しを行います。

